



埼玉県報

第 2 5 6 3 号
平成 2 6 年 1 月 2 8 日
火 曜 日

目 次

条例

- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(国際課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例\(国際課\)](#)

規則

- [埼玉県建設工事紛争審査会規則\(県土整備政策課\)](#)

告示

- [平成13年埼玉県告示第393号\(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について\)の一部を改正する告示\(消防防災課\)](#)
- [営業所の所在地が確知できない建設業者の公告\(建設管理課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

正誤

- [埼玉県選管告示第126号中訂正\(選挙管理委員会\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第一号）（国際課）

一 趣旨

旅券法の一部改正に伴い、一般旅券記載事項訂正に係る規定を削除するための

改正

二 内容

(一) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正

一般旅券記載事項訂正に係る規定である別表第三十項事務の欄1中「、第十条第一項ただし書」を削る。

(二) 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正

一般旅券記載事項訂正に係る規定である別表第一中「、同法第十条第一項ただし書の一般旅券の記載事項の訂正の申請」を削る。

三 施行期日

平成二十六年三月二十日

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第一号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三十項事務の欄1中「、第十条第一項ただし書」を削る。

(埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第二条 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十二年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第三十一項市町村の欄」を「別表第三十項市町村の欄」に改め、「、同法第十条第一項ただし書の一般旅券の記載事項の訂正の申請」を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年三月二十日から施行する。

規 則

埼玉県建設工事紛争審査会規則をここに公布する。

平成二十六年一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五号

埼玉県建設工事紛争審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県建設工事紛争審査会（次条及び第三条において「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員十五人以内をもって組織する。

(庶務)

第三条 審査会の庶務は、県土整備部県土整備政策課において処理する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九十六号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一条中「第九条第一項」を「第三条第一項」に、「第二十三条第一項各号」を「第四条第一項各号」に改める。

第二条の見出しを「（避難所及び応急仮設住宅の供与）」に改め、同条中「第二十三条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）」を「第四条第一項第一号の避難所及び応急仮設住宅」に改め、同条第二号イ中「あつて」を「あつて」に改め、同号二中「の者」を「のもの」に改め、同号へ中「設置するものとする」を「設置しなければならない」に改める。

第三条の見出し中「炊出し」を「炊き出し」に改め、同条中「第二十三条第一項第二号」を「第四条第一項第二号」に、「炊出し」を「炊き出し」に改める。

第四条中「第二十三条第一項第三号」を「第四条第一項第三号」に改め、同条第一号中「たい積」を「堆積」に、「日用品等」を「生活必需品」に改める。

第五条中「第二十三条第一項第四号」を「第四条第一項第四号」に改め、同条第二号八中「衛生材料等」を「衛生材料」に改める。

第六条の見出し中「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同条中「第二十三条第一項第五号」を「第四条第一項第五号」に、「災害にかかった者」を「被災者」に改め、同条第二号中「燃料費等」を「燃料費」に改める。

第七条の見出し中「災害にかかった」を「被災した」に改め、同条中「第二十三条第一項第六号の災害にかかった」を「第四条第一項第六号の被災した」に改める。

第八条中「第二十三条第一項第七号」を「第四条第一項第七号」に改め、同条第二号中「資材等」を「資材」に改め、同条第五号中「完了するものとする」を「完了しなければならない」に改める。

第九条中「第二十三条第一項第八号」を「第四条第一項第八号」に改め、同条第四号中「完了するものとする」を「完了しなければならない」に改める。

第十条中「第二十三条第一項第九号」を「第四条第一項第九号」に改め、同条第二号中「棺材等」を「棺材」に改め、同条第四号中「完了するものとする」を「完了しなければならない」に改める。

第十一条中「第二十三条第一項第十号」を「第四条第一項第十号」に、「第八条第一号」を「第二条第一号」に改め、同条第一号イ中「すでに」を「既に」に改め、

同号口中「燃料費等」を「燃料費」に改め、同号八及び同条第二号ホ中「完了するものとする」を「完了しなければならない」に改める。

第十二条中「第二十三条第一項第十号」を「第四条第一項第十号」に、「第八条第二号」を「第二条第二号」に改め、同条第三号中「完了するものとする」を「完了しなければならない」に改める。

第十三条中「第二十三条第一項各号」を「第四条第一項各号」に改め、同条第一号中「災害にかかった者」を「被災者」に改める。

第十四条中「第二十四条第五項」を「第七条第五項」に改め、同条第一号中「第十条第一号」を「第四条第一号」に改め、同号イ(1)中「二万九百円」を「二万六千円」に改め、同号イ(2)中「一万六千二百円」を「一万六千円」に改め、同号イ(3)中「一万五千四百円」を「一万五千八百円」に改め、同号イ(4)中「一万六千六百円」を「一万六千円」に改め、同号イ(5)中「一万四千七百円」を「一万四千六百円」に改め、同号イ(6)中「一万八千円」を「二万千五百円」に改め、同号イ(7)中「一万七千四百円」を「二万千五百円」に改め、同号イ(8)中「一万八千円」を「二万千四百円」に改め、同条第二号中「第十条第五号」を「第四条第五号」に改める。

告 示

埼玉県告示第九十七号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

平成二十六年一月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
有限会社船木工務店	船木 雅人	埼玉県さいたま市西区三橋六丁目五五二番地二
有限会社アイトメタル	高橋 修	埼玉県さいたま市見沼区膝子三六七番地一
株式会社新栄	森 優	埼玉県さいたま市中央区本町西一丁目二番一
E I N T E R I O R 株式会社	最上 博幸	埼玉県さいたま市緑区大字中尾九四六番地九
猪飼石材施工	猪飼 孝太郎	埼玉県川越市吉田新町三丁目一三番二 コーポグリーンハウスC一〇一
飛鳥興業有限会社	西田 利秋	埼玉県川口市南鳩ヶ谷四丁目五番一五号
有限会社芝建工	狭山 繁	埼玉県川口市芝西二丁目二四番二二号
株式会社Dynes	高尾 宏	埼玉県川口市大字里一一九〇番地六九
株式会社シミズ	清水 宏昭	埼玉県所沢市若狭三丁目二五六三番地の一
DSKホーム株式会社	石塚 大介	埼玉県東松山市新宿町二三番地六号
有限会社只野建設	只野 敏行	埼玉県蓮田市関山一丁目一番七号
株式会社平成ハウス アップ	相場 一男	埼玉県ふじみ野市上福岡六丁目一〇番八号
株式会社本牧	内田 昭	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬五一七四番地一

告示

埼玉県告示第九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十六年一月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
岸町2丁目 1	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
岸町2丁目 2	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
岸町2丁目 3	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
仙波町4丁目 1	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
仙波町4丁目 2	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
岸町2丁目	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上ノ原団地	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上広瀬 1	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所に備え	急傾斜地の崩壊

	上広瀬 2	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県川越 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
	旭グリーンハイツ	置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県川越 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
霞ヶ関		平面図等を埼玉県川越 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

二
土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒 区域の名称	区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害の発生を 防止するために行 う建築物の構造の 規制に必要な衝撃 に関する事項
岸町2丁目 1	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び川越市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び川越市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
岸町2丁目 3	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び川越市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び川越市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
仙波町4丁目 2	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び川越市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び川越市役所 に備え置いて縦覧 に供する。
岸町2丁目	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び川越市役所 に備え置いて縦覧 に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県 川越県土整備事務 所及び川越市役所 に備え置いて縦覧 に供する。

	<p>所及び川越市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>所及び川越市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上ノ原団地</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上広瀬 1</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>上広瀬 2</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>旭グリーンハイツ</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>霞ヶ関</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年一月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年八月二十日

指令川建セ第二五〇〇五四〇号

二 検査済証番号

平成二十六年一月二十三日

川建セ第二五〇一二六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都百六十二番十四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字下唐子千五百九十一 二十三

池田 真由美

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年一月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十六年一月二十二日

指令川建セ第二五〇〇一八一号

二 検査済証番号

平成二十六年一月二十三日

川建セ第二五〇一二四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字出丸中郷字高木一五五一番一、一五五三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字出丸中郷一五五二番地

梶野 圭佑

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年一月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十六年一月十七日

指令越建セ第二五〇〇二二一号

二 検査済証番号

平成二十六年一月二十一日

越建セ第四八四一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東八百六十九番一、八百七十番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東八百五十五番地

島村 一彦

告 示

埼玉県教委告示第三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年一月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

一 日時

平成二十六年二月三日 午前九時三十分

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会平成二十六年二月定例会提出予定案件について

ロ その他

正 誤

埼玉県選管告示第百二十六号（平成二十五年十二月二十七日第二千五百五十六号）中訂正

告示番号

誤

第百二十六号

正

第百二十八号